



## Nagoya City University Academic Repository

学位の種類	博士（人間文化）
報告番号	甲第 1493 号
学位記番号	第 22 号
氏名	市岡 聡
授与年月日	平成 27 年 3 月 25 日
学位論文の題名	『法華験記』の研究
論文審査担当者	主査： 吉田 一彦 副査： 阪井 芳貴， 土屋 有里子

# 博士論文審査及び最終試験結果報告書

2015年2月13日

審査委員(主査) 吉田 一彦

名古屋市立大学大学院学則第14条及び名古屋市立大学学位規程第10条に基づき、次のように博士學位論文審査及び最終試験結果を報告します。

- 1 審査委員の補職及び氏名  
別紙1のとおり
- 2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題  
別紙1のとおり
- 3 學位論文の内容の要旨  
別掲のとおり
- 4 學位論文審査の要旨  
別紙2のとおり
- 5 最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨  
別紙2のとおり
- 6 学位授与についての意見  
別紙2のとおり

(別紙1)

1 審査委員の補職及び氏名

委員区分	補 職 名	氏 名
主査	教授	吉田一彦
副査	教授	阪井芳貴
副査	准教授	土屋有里子
副査		

\* 人間文化研究科教員でない場合は、補職名欄は所属・補職名

2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題

申 請 者	学籍番号	104802
	氏 名	市岡聡
	指導教員	吉田一彦
	副指導教員	阪井芳貴
申請に係る 学位論文の表題		『法華験記』の研究

(別紙2)

### 3 学位論文の内容の要旨

本論文は第一部で『法華驗記』の基礎的研究を行い、第二部で『法華驗記』と『法華伝記』との関係を論じ、第三部で靈山院と『法華驗記』と説法との関係を論じた。

第一部『法華驗記』の基礎的研究の第一章『法華驗記』の基礎的研究では、書名は『大日本国法華経驗記』、呼称は『法華驗記』が妥当であるとし、撰者の首楞嚴院沙門鎮源は『法華驗記』の撰者であることと、『靈山院過去帳』に名が見える以外に史料上確認できないことを述べ、成立年代は長久年間とするのが妥当とした。

第二章「諸本・異本、『法華驗記』を掲載する史料」では、『法華驗記』が掲載されている二種の目録の掲載内容に関することと、『法華驗記』の諸本を紹介した後に、異本の薬恒、慶滋保胤、智源の『法華驗記』の逸文の全文を掲載した。さらに、『法華驗記』が掲載される『長秋記』をはじめとした史料を紹介した。

第二部『法華驗記』と『法華伝記』との関連性の第一章『法華驗記』序の寂法師と驗記では、『法華驗記』序にある寂法師撰驗記と『法華経集驗記』との関連性、『東域伝灯目録』の「法花驗記」との関係性を論じた。従来の説は、『東域伝灯目録』の「法花驗記」を『法華驗記』序の寂法師撰驗記とし、さらにそれを『法華経集驗記』であるとする説が有力であったが、『法華驗記』と『法華経集驗記』との間に関連性を見出すことはできないため、『法華経集驗記』説は再考を要するものとした。『東域伝灯目録』をはじめとした三つの目録の検討から、『東域伝灯目録』の「法花驗記」が『法華経集驗記』を指す可能性があり、『法華驗記』序の寂法師撰驗記と『法華経集驗記』とは関連性がないので、『東域伝灯目録』の「法花驗記」を『法華驗記』序の寂法師撰驗記と結び付ける説も再考の余地があるとした。『法華経集驗記』に見える抜き書き等の諸特徴から、『法華経集驗記』の撰者の沙門寂を天台螺溪義寂や新羅僧義寂とする点も再考を要し、「之」字の用法と賓謂構造の使用から考えると日本人僧「某寂」を充てるという視点も必要なことを指摘した。『法華驗記』序の寂法師撰驗記とは、『東域伝灯目録』の「法花驗記」でも『法華経集驗記』でもない、『法華経』の驗記であり、これは、巻末偈頌の存在などから、『法華伝記』が最も相応しいと指摘した。

第二章『法華伝記』の撰者と成立年代では、『法華伝記』の撰者と成立年代に関する検討と、本文の引用関係について論じた。『法華伝記』の撰者を「僧詳」とするのは『法華伝記』の本文の記載を見ると妥当ではなく、また、『弘賛法華伝』の撰者慧祥とは別人であるとし、『法華伝記』の撰者を唐代の僧である「某祥」とするのが妥当であるとした。成立年代については、有力説の天宝(七四二～七五六)末年ではなく、本文中に湛然著『止観輔行伝弘決』と同『法華文句記』からの引用が認められるため、『法華文句記』が成立した大暦九年(七七

四) まで下る可能性を示した。引用関係は、「序」から「論釈不同」までの引用関係を提示し、併せて全十科それぞれの内容の概略を示した。

第三章『法華驗記』と『法華伝記』の関連性―巻末偈頌をめぐって―では、『法華驗記』と『法華伝記』の双方に存する偈頌を検討することで、二書の関連性と『法華驗記』の独自性を論じた。『法華驗記』と『法華伝記』双方に巻末偈頌が存在し、それらに類似した表現が使われている点や、謗法者すら成仏できるという思想の共通性を見ることができ、さらに、行法を「難」と扱う思想が類似しているため、『法華驗記』は『法華伝記』からの影響を受けながら撰述されたとした。他方、「聞」ですら困難という思想と「愚暗」や「難遇衆」という機根未熟者を重視するという点を『法華驗記』独自の思想と評価した。

第三部「靈山院と『法華驗記』と説法」の第一章「靈山院関係史料」では、靈山院について記述されている史料の該当部分を引用し、それを掲載する出版物と簡単な考察を付した。史料は元龜二年（一五七一）の織田信長による比叡山焼き討ち前後で大別し、原則として年代順に並べた。

第二章「靈山院の創設、発展及び廃絶」では、『山門堂舎記』に関する検討と、靈山院の創設、発展、廃絶についての検討を行なった。『山門堂舎記』は、撰者不明であり、別本のない史料であって、横川地区に関しては正元元年（一二五九）以降文永十二年（一二七五）以前よりも後の成立とした。『山門堂舎記』の靈山院の記事は、先行史料からの書承と、「僧忍妙状」という『山門堂舎記』にしか見られない史料からできているが、先行史料からの書承では、書承元の史料にある文字を削除したり、誤字があるなどの特徴を指摘し、「僧忍妙状」では、元の情報を誤って伝えているという問題点があることを指摘した。靈山院が正暦年間に創建されてという説は、「僧忍妙状」がその根拠と考えられるため、信頼性は低く、他方靈山院の他の史料を考察すると、靈山院の創建は寛弘年間（一〇〇四～一〇一二）が妥当であるとした。靈山院と権門との関係は創建当時からあり、その後の史料からも権門との接触が確認でき、おそらく如法経が衰退するまで続いたものと推測した。廃絶時期については、織田信長の比叡山焼き討ち前には廃絶し、如法経の衰退もあって、爾後再興されなかったものとした。

第三章『法華驗記』収録話と説法』では、『法華驗記』序の検討と、本文に見える文言の省略・付加、特定寺院等に特化された話から見える筆録の可能性を論じた。『法華驗記』序の検討からは、鎮源は文字ベースのものだけでなく、口頭ベースのものも基礎として撰述したとした。文言の省略からは、『法華驗記』成立以前に口頭で語られた原話が存在していた可能性があることを指摘した。文言の付加からは、鎮源以外の複数人の第三者の存在と、話者と聴衆のいる説法の方が想定できることを指摘した。特定寺院・靈山に特化した話からは、鎮源以外の人物が勧進等を行なうためにする説法用に作話したことを想定し、二井寺、伯耆大

山、立山、道成寺について具体的に検討した。

第四章「靈山院の靈山釈迦講と『法華驗記』」では、靈山院で行われていた釈迦生身供と靈山釈迦講についての検討と、靈山釈迦講で俗人相手の説法が行われていたことを論じた。釈迦生身供と靈山釈迦講はともに、靈山院が靈鷲山を庶幾するという基礎から生じていることが重要であって、釈迦の弟子たちが釈迦に仕えたのと同様に生身供を行ない、靈鷲山での釈迦の説法と同様に靈山釈迦講が修せられていたとした。先行研究等から推察すると、靈山釈迦講では俗人相手の説法が行われていたと考えられ、第三部第三章の検討結果と考え合わせると、『法華驗記』の筆録は靈山釈迦講で行われた説法であるという可能性を指摘できた。さらに、『靈山院過去帳』には皇族や貴族などの有力者の名が書かれており、靈山釈迦講で彼らに説法することで、布施という経済的支援を受けられる可能性を指摘できた。靈山院はそのような機能をも有する場であった可能性を指摘した。

第五章「『法華驗記』と女性」では、『法華驗記』の女性の扱いと、それに関連して比叡山の山内女人禁制について論じた。『法華経』や『法華伝記』には五障等の女性差別文言の記述があり、長久年間には女性差別文言の使用が浸透していたが、『法華驗記』には女性差別文言の使用がないだけでなく、女性差別文言を意図的に使わなかったことが確認できた。他方、『法華驗記』では、女性が男性の戒律上避けるべき存在であるという視点を有していることがわかった。比叡山は、山内女人禁制という認識が強いが、史料等や『靈山院過去帳』を見ると、十一世紀前半までは山内女人禁制ではなかった可能性を指摘できた。その後、山内女人禁制は拡大してゆくが、靈山院は別所という位置付けによって女性の参詣を許していた可能性があった。このことから、靈山院が女性信者を重視していて、女性信者も聴聞する説法で女性を差別する発言をするはずがなく、これが『法華驗記』に女性差別文言が掲載されない理由であると考えた。『法華驗記』の女性の往生譚を見ると、極楽、兜率天、忉利天の順での格付けが見られた。いずれも女身のままでの往生が見て取れた。さらに、靈鷲山浄土について語った話も掲載され、女性の信仰を熱心に集めていた靈山院の姿が垣間見られた。

第六章「『法華驗記』と立山、蟹満多寺」では、「第一二四 越中国立山女人」と「第一二三 山城国久世郡女人」について検討した。立山開山の時期を大宝元年（七〇一）とする説は、根拠史料が後世のものであり、その記述をそのまま信じることはできない。劔岳山頂にあった遺物や『師資相承』等の史料から勘案すると、平安時代初期には僧たちに修業の場として利用され、九世紀末から十世紀初頭にかけて立山開山となる契機があり、十世紀中頃には修業の場として確立していたことを推測した。他方、立山は都の貴族にはあまり認識されていなかったが、十二世紀に入ると強く認識されるようになった。都でのこのような変化の画期として、『法華驗記』を想定し、第一二四話が靈山釈迦講で話されたことがその原因であるとした。また、第一二四話が具体的な情景を述べるという点と、「立山曼荼羅」が具体的情

景を描いている点を共通項とし、『法華験記』と「立山曼荼羅」の説法の類似性を指摘した。さらに、立山が伯耆大山と熊野からの影響を受けているという説を、『法華験記』と靈山釈迦講との関連から検討し、立山・伯耆大山・熊野の僧侶たちが靈山釈迦講でそれぞれの縁起を見聞したと想定した。蟹満多寺の話では、『日本靈異記』中巻十二をベースにして蟹満多寺僧が作話した可能性と、本話の問題点である郡名の相違と本尊の相違について指摘した。

#### 4 学位論文審査の要旨

本論文は、平安時代の日本の仏教の一つの姿を示す史料である『法華験記』を詳細に解析したものであり、これにより、日本古代中世の文化・宗教の特質を解明することを企図するものである。

序論では、『法華験記』を考察する研究上の意義が述べられ、分析にあたっては、東アジア的観点、説法との関係、女性と『法華験記』などが重要な研究の視座になることが示され、問題意識が闡明に論じられている。

第一部では、『法華験記』の基礎的な研究が行なわれるが、書名や著者についての説明がなされた後、諸本や関連史料が丁寧に紹介、解説されており、同書の概要を手際よく知ることができる。

次に、第二部では、『法華験記』序の「寂法師」「験記」について考察がなされ、寂法師撰験記とは『東域伝灯目録』の「法花験記」だとする説や、『法華経集験記』であるとする先行学説を批判し、独自の新見解を提示する。あわせて、第二部では、『法華験記』と中国の『法華伝記』との比較研究がなされている。特に巻末に掲載される偈頌に注目して、これが両書のみ共通するものだと指摘するが、これは本論文の独自の論点である。両書間の影響関係はこれまで本格的に論じられておらず、本論文の独創的な新見解であり、これにより『法華験記』の研究を前進させたと評価されよう。

第三部は、これまで研究が乏しかった比叡山の靈山院に焦点をあて、『法華験記』と靈山院の活動との密接な関係を論じたもので、第一部第二部の成果を踏まえつつ、一步踏み込んだ意欲的な議論が展開されている。ここでは、靈山院に関する史料が網羅的に収集され、そこからこの院についての本格的な考証がなされていく。これにより、靈山院の成立と展開、そして廃絶が明らかにされており、有益な研究になっている。次いで、説法との関係、そして女性と仏教という問題設定が提示される。そして、『法華験記』には口頭で語られた原話の存在が想定できる話があり、著者の鎮源を取り巻く状況から考えて、靈山院における説法がそれらの話と関係していると論じる。また、靈山院の釈迦生身供と釈迦講の史料に女性の名が

多々見えることから判断して、靈山院には女性が参詣しており、説法の場にも参加していたと推定した。これらは、これまでとは異なる、新しい『法華験記』の理解、評価となっており、『法華験記』の研究のみならず、古代中世の仏教の一大中心地である比叡山の性格の解明や、日本における女性と仏教の問題を考察する上でも、新鮮な問題提起になっている。この論点に関しては、今後、学界でその当否が論議され、学問的議論が深められていくものと考えられる。

本論文の論述には、なお説明不十分なところや、史料の実見調査が今後必要になるところなどの課題があるが、独創的な見解の提示や新しい視座の提示は魅力的であり、今後の発展可能性も含めて高く評価される。本論文は、『法華験記』の読解を基点として、平安時代の比叡山の仏教信仰の姿を明らかにしようとするものであり、平安時代の日本の文化や宗教を解明する研究になっている。博士の学位論文としてふさわしいものと評価される。

## 5 最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨

最終試験は、1月30日午後1時より、715セミナー室にて約95分間実施された。最初に学位申請者から、論文の概要、研究の目的、方法、研究史上の位置と意義、今後の研究計画と展望などについて説明がなされ、その後、質疑応答が行なわれた。

最初に、吉田委員（主査）から、本論文の問題設定について、これまでの仏教・歴史・文学・美術研究などの研究史に見られる浄土教中心史観をどう評価するか、および『法華験記』の研究がこれまで乏しく、その位置付けが周縁的とされがちであったことをどう評価するかについて質問がなされた。申請者は、この時代は、朝の法華、夕の念仏のように、浄土教と並んで法華経信仰が展開しており、浄土教にかたよらない多元的な研究が必要であること、その際、比叡山の仏教の解明が重要となり、源信や二十五三昧会の研究と並んで、この『法華験記』を詳しく研究する必要があることが解答された。次に、東アジア的観点からの研究の視座と、女性と仏教という研究の視座について、どのように考えるかとの質問がなされた。申請者は、東アジアの観点は極めて重要であり、本論文では中国の『弘贊法華伝』『法華伝記』と日本の『法華験記』の比較研究を重視した。その結果、『法華験記』は『法華伝記』の影響を受けており、いくつかの共通性があることが指摘できるが、他方、差異もあり、それが『法華験記』の独自性になっているとした。また、女性と仏教の視座も大変重要であり、本論文では、女性が靈山院に参詣し、その説法に参加していたと見る観点から比叡山の仏教を再考しようと試みたと解答した。

次に、説法で用いられた話の集成という観点について、平安初期成立の『日本靈異記』に



についても、説法で用いられた話を書き留めたものだとする評価がしばしばなされてきたが、それと『法華験記』にはどのような差異が見られるかのとの質問がなされた。申請者は、『法華験記』は『法華経』という特定經典に特化した説法が記録されており、そこが多様な信仰を包含する『日本靈異記』とは大きく異なる場所であると解答した。

続いて土屋委員（副査）から、序の「愚暗」について、これは序文の定型文言のようにも思われるが、これを「機根未熟者」と読解した根拠は何かとの質問がなされた。申請者は、『法華験記』には各巻の巻末に偈頌があり、これが大きな特色となっている。この巻末偈頌は、中国の『法華伝記』と共通するところが注目されるとし、その上で、この偈頌の読解、特に「難遇衆」という記述から「機根未熟者」と読解したとの解答がなされた。次に、第八話の「其善悪人如別伝注」の読解について、本論文は日本思想大系本『往生伝・法華験記』（岩波書店、1974年）の読みを批判して、この部分は閻王の言葉ではなく、閻王の発言はその前で終了しているとしている。しかし、もう少し詳しい説明がないとそうした読解が可能なのかどうか、ただちには納得できないかどうかの質問がなされた。申請者は、文脈から判断して閻王がこうした発言をすることは考えにくいこと、および宝寿院本の文章（「如」の一文字を欠く）から閻王以外の発言と読解したが、今後、説明をもっと詳しくしたいとの解答がなされた。次に、靈山院の性格について、比叡山は一般的には女人禁制と考えられているが、本論文は「別所」という観点から靈山院に女性が参詣していたと論じている。ただ、平地の別所と山内の別所とを同一視することはできず、なお説明が必要となるのではないかの指摘がなされた。申請者は、「靈山院釈迦堂毎日作法」には女性の名がはっきり記されており、この史料はこれまで偽文書とされたことはなく、歴史的事実を伝えていると考えられること、代参についても考察したが、高貴な女性の代参者として別の女性が参詣している記述があることから女性の参拝が可能だったと考えたが、今後なお説明を加えたいとの解答がなされた。次に立山についての話をめぐって、僧の活動と修験の活動について質問がなされ、申請者は、『法華験記』は立山地獄や仏教信仰についての初見史料であることを本論文では重視したと解答した。

続いて、阪井委員（副査）から、本論文は綿密な文献考証になっており、立派な研究成果であるとの論評がなされた。その上で、『法華験記』の書かれた11世紀前期には、一方で『源氏物語』が書かれており、そこには女性たちをめぐる話がいくつも書かれている。特に、横川の僧都が登場する場面は、比叡山仏教と女性の関係の問題が意識されているように思われるが、その点についてはどう考えるかの質問がなされた。申請者は、横川の僧都は重要だと考えているが、詳しくは読解しておらず、今後の課題としたいと解答した。次に、蟹満多寺の説話については、国文学の研究の蓄積をもっと参照する必要があることが指摘され、申請者から今後文学研究の蓄積を学びたいとの解答がなされた。

さらに、吉田委員から、「靈山院釈迦堂毎日作法」の読解について質問がなされた。この文書に記される「尼」は女性であり、また俗人の女性の名も記されるが、史料的に問題点が指摘されたことはあるのか、また数多く記される人名について、なお考察の余地があると考えられるがどうか、さらに原史料を実見して検討を深めるべきであると考えているが、今後の研究計画はどうか質問された。申請者は、この史料の信憑性が疑われたことはこれまでなく、自分も歴史的事実を伝える史料と評価しているとした。そして、ここに登場する人物の一人一人について今後研究を深めたいと述べ、東京大学史料編纂所にこの史料の写真があり、所蔵者の許可が得られれば写真を入手することができるので、今後は所蔵者をお願いして、写真版で研究を深めた後に、原史料の実見調査を実施したいとの解答がなされた。

以上の質疑応答を通じて、申請者が広い問題関心をもって『法華験記』に真摯に向き合い、基礎的な学問的素養に立脚しつつ、今日的な課題設定から研究を深めていることが確認された。全体として綿密な文献考証がなされていること、研究の独創性が認められること、東アジア的観点から中国の仏書との比較研究がなされていること、女性をめぐる論点が意識されていること、比叡山の仏教思想・文化を新しい視座から考察していることなど、これまでの研究を前進させた学術論文になっていると評価された。文章も読みやすく、先へ先へと読ませる筆力があることも評価された。説明が不十分なところや、原史料の実見調査による研究を深めなければならないところがあるが、それらは今後の課題となることが確認された。

## 6 学位授与についての意見

以上の学位論文審査と最終試験の結果に基づき、審査委員は一致して博士（人間文化）の学位を授与するのがふさわしいと判定する。